

子ども・子育て支援金制度 が始まります

近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は2023年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なる子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。この財源を支えるため全ての世代や企業が支援金を負担し、子育て施策の拡充に充てる制度が「子ども・子育て支援金制度」です。支援金の使い道を変えるには、国会で法律を改正する必要がありますので、勝手に使い道を増やせない仕組みになっています。なお、この制度は2026年度から2028年度まで段階的に導入され、2028年度以降も継続して実施されます。

支援金額（後期高齢者医療保険・国民健康保険の場合）

制度の開始に伴い、2026年度から現在の後期高齢者医療保険料、国民健康保険税に、新たに子ども・子育て支援金分を加えて徴収します。皆さんが納付した支援金は、子ども・子育て支援金として国に納付します。支援金額は所得に応じて変動し、低所得者の方に対する保険料・税軽減措置が設けられています（申請不要）。また、国民健康保険税では、子どもがいる世帯への負担が増えないように、18歳未満の子どもへの軽減措置があります（申請不要）。

2026年度 後期高齢者医療保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度は、2年ごとに保険料率を見直しています。子ども・子育て支援金制度は、2026年度から2028年度にかけて段階的に見直されます。

【保険料率】

		2024年度～ 2025年度	2026年度
医療分	所得割率	9.63%	9.93%
	均等割額	49,621円	55,090円
子ども・子育て 支援金分	所得割率	-	0.25%
	均等割額	-	1,337円

【1人当たりの賦課限度額変更】

	2024年度～ 2025年度	2026年度
医療分	80万円	85万円
子ども・子育て 支援金分	-	2万1千円

【低所得者世帯への軽減措置の拡充】

下記の所得などの被保険者は、保険料のうち均等割額が軽減されます。2026年度・2027年度に限り医療分の均等割額は従来の7割軽減が7.2割軽減になります。

軽減区分		世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額
医療分	子ども・子育て 支援金分	
7.2割軽減	7割軽減	43万円+10万円×（「給与所得者等 ^{（注1）} の数」-1）以下の世帯
5割軽減	5割軽減	43万円+31万円×世帯内の被保険者数+10万円×（「給与所得者等 ^{（注1）} の数」-1）以下の世帯
2割軽減	2割軽減	43万円+57万円×世帯内の被保険者数+10万円×（「給与所得者等 ^{（注1）} の数」-1）以下の世帯

（注1）一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）または125万円超（65歳以上））を受ける方

2026年度の「後期高齢者医療保険料額決定通知書」は、7月中旬に送付します。

広島県後期高齢者医療広域連合ホームページ ▶
「保険料」



問 保険医療課 医療保険年金係 ☎お太助フォン 42-5619

支援金の用途

- 児童手当の拡充 ●育児時短就業給付
- 育児期間中の国民年金保険料免除
- 妊婦のための支援給付 ●出生後休業支援給付
- こども誰でも通園制度

子ども・子育て支援金は、医療保険により異なるので、後期高齢者医療制度および国民健康保険の被保険者以外の人は、加入する各医療保険へ確認してください。



◀こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金制度について」



◀こども家庭庁公式note
「最近話題の『子ども・子育て支援金制度』について」

子ども・子育て支援金制度に関する問い合わせ
こども家庭庁コールセンター
☎0120-303-272（平日・土曜9:00～18:00）

2026年度 国民健康保険税率が決まりました

【保険税率】

	2025年度	2026年度
医療給付費分	所得割率	8.21%
	均等割額	31,900円
	平等割額	20,400円
後期高齢者 支援金分	所得割率	2.84%
	均等割額	12,000円
	平等割額	7,700円
介護納付金分	所得割率	2.29%
	均等割額	11,700円
	平等割額	5,600円
子ども・子育て 支援金分	所得割率	-
	均等割額	1,247円
	平等割額	772円
	18歳以上 均等割額 [※]	45円

※18歳未満の均等割額は全額軽減され、軽減分は18歳以上の被保険者が負担します。

【低所得者世帯への軽減措置の拡充（地方税法の改正）】

国民健康保険の世帯主、被保険者および特定同一世帯所属者の前年の総所得金額等の合計額が一定以下の世帯は、保険税のうち均等割額・18歳以上均等割額・平等割額が軽減されます。

軽減区分	世帯主、被保険者および特定同一世帯所属者の前年の総所得金額等の合計額
7割軽減	43万円+10万円×（「給与所得者等 ^{（注1）} の数」-1）以下の世帯
5割軽減	43万円+31万円×（被保険者数および特定同一世帯所属者数）+10万円×（「給与所得者等 ^{（注1）} の数」-1）以下の世帯
2割軽減	43万円+57万円×（被保険者数および特定同一世帯所属者数）+10万円×（「給与所得者等 ^{（注1）} の数」-1）以下の世帯

（注1）一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）または125万円超（65歳以上））を受ける方

2026年度の「国民健康保険税納税通知書」は、7月中旬に送付します。

市ホームページ ▶
「国民健康保険税について」



問 税務課 市民税係 ☎お太助フォン 42-5614